

平成 29 年度 3 回市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：平成 29 年 8 月 3 日（木）午前 10 時から

場所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号

旧八幡市民談話室 3 階会議室

次 第

1. 議 題

- (1) 平成 29 年度市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
- (2) その他

市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：平成 29 年 8 月 3 日（木） 10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号 ボランティア・NPO 活動センター
3. 議 題：(1) 平成 29 年度市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
(2) その他
4. 出席委員：金丸会長、小笠原副会長、吉田委員、榎戸委員、岩松委員、城委員、大西委員、岩間委員、荒井委員、浅野委員（10 名）
5. 事務局：谷内課長、佐久間主幹、矢萩主任（3 名）
6. 内 容

金丸会長	<p>ただいまから、平成 29 年度第 3 回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会します。</p> <p>それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の申請書類綴りの書類に訂正がありましたので、差し替えを行いました。</p> <p>受付番号 4 4 番「NPO 法人住まいのサポートセンター」の 5 頁目の事業計画書中、「事業内容の項目で、事業をどのように行いますか」の欄に、「講習会と相談会を実施し・・・」とありましたが、「講習会」は行わないため講習会を削除しました。</p> <p>次に、受付番号 4 7 番「特定非営利活動法人 市民後見センターちば」の 1 0 頁目、その他市長が必要と認める書類、平成 2 8 年度事業報告の欄外に、「NPO 法人のため公益的活動を 1 / 2 以上行っている」との表記がありましたが、事務局で事業報告書の内容を確認して判定しているため、表記にその旨を追加しました。</p> <p>次に、受付番号 6 2 番「塩浜ふれあいの家」の 6 頁目の事業計画書中、広報の計画及び方法の項目が空欄だったため追記を行いました。</p> <p>続いて、7 月 1 1 日、1 3 日に行われた部会の結果についてお知らせいたします。資料 1 をご覧ください。</p> <p>申請された 8 5 事業のうち、受付番号 4 4 番 NPO 法人住まいのサポートセンター、5 3 番ラーラ・マンドリンクラブを除く、8 3 事業については、疑義がありませんでした。従いまして、本審査会で委員の皆様にご承認いただければ、補助</p>

決定となります。

次に、資料1の備考欄をご覧ください。「口頭」「意見」と記載があるものがあります。これは、部会で申請団体に伝えた方がよいとの意見があったものです。

「口頭」とあるものは、決定通知書交付時に事務局から口頭で伝えます。実績報告時に伝えた内容が反映されているかを確認し、反映されていない場合は「確定通知書」に意見として記載します。

「意見」とあるものは、決定通知書に記載する内容です。7事業あります。具体的には、今回の申請から、食材費は消耗品費に含めるようお願いしていましたが、原材料費に食材を含んだ申請が6事業あったため、実績報告の際は消耗品費として報告するよう意見を記載します。

残りの1事業は、受付番号57番「国分川鯉のぼり実行委員会」です。この団体は、前年の申請でも活動目的である「川の浄化」のために、具体的な活動をしていないとの指摘がありました。事業は5月4日に行われており、今年度の事業でも、「川の浄化」に繋がるパネル展示等は行われていないとのことでした。

来年5月の実績報告のための審査会後に、意見を伝えるとなると時期として平成30年度当該事業の終了後となり、事業実施時に反映できないため、今回の決定通知書に「次回は川の変化がわかるようなパネル展示や地域の小学校や自治会に清掃の協力を依頼するなど環境保全の活動を強化してください。」と記載する予定です。

次に、疑義があった2事業についての質問と回答は、資料2のとおりとなります。回答を踏まえて、補助が妥当かどうかについて審査をお願いします。審査会委員全員に補助すべきと判断していただいた場合は、補助決定となり、そうでない場合は、8月22日に申請者を呼び、直接お話しをお伺いしたうえで、最終的な判断を行います。

また、53番ラーラ・マンドリンクラブは、著作権料500,412円が認められない場合は、その分を減額して、補助対象経費を692,401円として補助決定して構

	<p>わないとの意見でした。</p> <p>次に会議の進め方について説明いたします。</p> <p>はじめに、部会で疑義がなかった83事業について、補助決定をご承認いただきます。併せて、口頭や決定通知書で伝える内容についてもご意見をお願いいたします。</p> <p>次に、疑義がある2事業について、補助の可否についての判断をお願いいたします。なお、前年の意見を踏まえ、補助決定の可否判断は無記名の投票によって行います。説明は以上になります。</p>
金丸会長	<p>ありがとうございます。はじめに、事務局から説明があったように部会で疑義がなかった83事業については補助決定とします。</p> <p>次に、申請者に伝える内容について補足や修正、質問等はございますか。</p>
吉田委員	<p>番号57番への意見について、「パネル展示」等を具体的に書くというのはどのような意図でしょうか。</p>
事務局	<p>これは、例えば「環境の保全に関わる活動をもっとやってください」というだけでは具体例がなく、団体側がどうしていいか判らないと考え、「例えばパネル展示や、小学校、自治会との協力」といった具体的な例示をしました。</p>
吉田委員	<p>例示であれば良いと思います。解決したい地域課題が「地域住民に対して国分川、春木川への関心を喚起したい」ということなので、報告していただくべきは事業を通して関心度合いがどれだけ変わったか、だと思います。パネル展をやるか、やらないかよりこの場合、関心度の変化の方が重要で、その為の手法は本来団体の皆さんが考えるべきことかと思います。審査会から手法を指定するようになると、団体に過度の負担をかけるかな、と思いました。</p>
金丸会長	<p>昨年も議論になったところですが、関心を高めるという目的に対してどのくらい効果があったか、関心を高める内容で実施されているのか、という視点から昨</p>

	<p>年は事業の中に無いようでしたので、せめて川の浄化への関心を高める内容のイベント、例えばパネル展示等で参加する市民に対して川がこれだけ綺麗になりましたという啓発を事業に組入れてはどうか、という議論がありました。</p>
吉田委員	<p>例示である、という事で理解しました。団体が意見で付されたからやりました、というだけでは効果がないと思いましたので。</p>
事務局	<p>「関心度の変化が重要なので、例えばパネル展示等」というような文章に修正します。</p>
吉田委員	<p>そうですね。そこに働きかけるような努力を期待しています。ありがとうございます。団体自身が自ら設定した目標に対する振り返りをしていただければと思います。</p>
金丸会長	<p>他にございますか。</p>
岩松委員	<p>同じく57番について、事業実施内容に環境保全の部分が少なく、市民のお祭りということであれば、それに徹したほうがいいのではないのでしょうか。川の浄化という大きな目的を掲げるのではなく、地域交流も含め市民に貢献できるようなお祭りという大きなイベント実施に特化してはどうでしょうか。その中で当日多くの人が集まった所で環境保全について啓蒙するというやり方であっても良いと思いますが、この事業実施日以外で環境保全活動は無理だと思います。要請があればありますが、無理なものを団体の方々が引き受けるのは大きな負担であり、難しいと思います。</p> <p>掲げている事業目的の柱に、環境整備や川の浄化が入っています。これは常時啓蒙していかななくてはならないことは理解できるが、実施事業のイベント内容の中ではやっていないし、難しいのではないのでしょうか。</p> <p>また事業自体は長年で定着した大きなイベントであり、補助金の考えからいくといつまでも補助金に頼るのではなく、自立していってもらいたい、自立してい</p>

<p>金丸会長</p>	<p>ける事業だと考えています。</p> <p>事業としては鯉のぼりを中心としたお祭りで、その中で掲げる目的と効果が合っているかについては議論となる点かと思います。</p>
<p>岩松委員</p>	<p>団体のかたが本当に川の浄化に向けて直接的な作業を手分けして長期的に実施していくのであれば良いのですが、これは難しいと思います。お祭りが主ですので、多くの人が集まったところで川を綺麗に保つということを啓蒙する、発信する、というくらいが良いと思います。</p>
<p>岩間委員</p>	<p>この事業は草刈りやゴミ拾い等もやっていないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ゴミ拾いはお祭り実施の前にやっています。</p> <p>また、事業目的について補足させていただきます。この団体は、この補助金申請にあたって川の浄化、環境保全といった目的はどうしても外せないという思いが強くあります。以前から申請の際には何度かお話をさせていただいていますが、他の申請事業にも地域の交流という目的でお祭りイベント事業が交付決定となっている例があるという説明をしています。しかしながら、とにかく川の浄化をメインでやっているので環境目的は外さない、というお話がありました。</p> <p>この為、環境の目的を達成するため、例えばパネル展示での啓発といった手法を例示した意見を付してはどうかという議論になりました。</p>
<p>金丸会長</p>	<p>この事業目的は変わらない限り、例えばパネル展示といったものを事業の中に入れていただくという形でこちらから提案する、ということですね。今回交付決定通知の中で、というのはタイミングに拠るものですね。来年度実施事業に交付申請を予定しているのであれば事業に反映してください、というものです。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(一同異議なし)</p> <p>続いて、疑義があった44番の事業について、質問がある方はいらっしゃいま</p>

	<p>すか。</p> <p>質問はないようですので、裁決を行います。</p> <p>事務局は投票の準備をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは44番の事業について、申請どおりに交付決定とする場合は投票用紙に「○」を、疑義がある場合は「×」のご記入をお願いいたします。</p> <p>(審査会委員の投票後、事務局で開票を行い、結果を会長にお伝えしました)</p>
金丸会長	<p>44番の事業については10名全員「○」のため、申請内容どおりに補助決定します。</p> <p>次に、53番の事業について、質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
荒井委員	<p>昨年度計上の「手児奈ファンタジー」と今年度の新曲は同じものですか。</p>
事務局	<p>はい、同じものです。</p>
荒井委員	<p>昨年度に決算していますよね。</p>
事務局	<p>今年度分はおそらく使用料のようなものだと思います。</p>
荒井委員	<p>では、作曲料を昨年支払い、今年は著作権料を支払うということですか。</p>
金丸会長	<p>著作権料というのは、今後何度かその曲を演奏していく時に費用が発生するので、著作権を買い取ることによって、都度の費用を抑えるといった理由からだと思いますが、今年度の計上は作曲料とは違うものですね。</p>
事務局	<p>はい、違います。</p>

金丸会長	<p>昨年は作曲料として、今年は権利を買い取るものとして、これはかなり性質の異なるものであり、またこれは対象経費外とした上で交付決定した方が良い、と部会では提案がされています。</p>
小笠原委員	<p>基本的なことですが、この著作権という権利について、曲を作った人が日本音楽著作権協会に登録をする、そしてその曲を使った人が著作権者に利用料を支払う仕組みと理解しておりますが、この権利を団体が買い取った場合、これは例えば他の市川市民のかたが曲を使った場合、著作権者（団体）にお金が入るといことになるのですか。</p>
事務局	<p>おそらくその通りだと思います。</p>
小笠原委員	<p>それでは、その費用に対して市川市が税金で補助するのは問題が生じると考えられます。収入を得るものにかかる費用は団体の負担でやるべきと考えます。</p>
岩松委員	<p>著作権を買い取るのですか。作曲者から団体に権利が移るのですね。</p>
大西委員	<p>それは他のかたが演奏する時に団体に使用料が入るのですね。</p>
岩松委員	<p>団体の財産になるのですね。</p>
事務局	<p>そこまで詳細に確認はできていません。</p>
岩松委員	<p>もし、そうであるなら、やはり団体の財産、所有物が補助金交付の対象となるのか考えなくてははいけません。</p>
事務局	<p>著作権料を原材料費の対象とした経緯について補足します。旧制度の 1% 支援制度当時から演劇の上演という別の団体の実施する事業があり、当時認められて</p>

	<p>いた演劇の著作権料という費用を新制度でどの費目に計上したらいいか、という相談があり原材料費にと指示したものです。今回のケースのように権利を買い取るための費用として、ではなく他者の演目を上演するための使用料として計上したもので、今回とは主旨が違うものとなります。</p>
小笠原委員	<p>それは著作権使用料であり、今回のような権利自体ではないのでこんなに高額にならないと推測できます。</p>
事務局	<p>前の説明を訂正します。今年度分は使用料と説明しましたが、性質は買い取りのものとなります。</p>
金丸会長	<p>1回の上演のための使用料と性質が違うものですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
岩松委員	<p>著作権だけでなく、団体の財産となるようなものの購入経費が補助金交付の対象となるか今後の為にも基準となるケースですので、見解を持っておくべきです。</p>
事務局	<p>事務局では、備品購入費は認めていません。これは補助金対象事業以外にも転用の効く財産となるものだからです。この備品購入費と同じ考えで、今回の著作権料も補助対象外経費となると考えています。</p>
小笠原委員	<p>一種の固定資産なので、備品と同じ考えで良いと思います。 (一同異議なし)</p>
金丸会長	<p>部会では以上のような様々な疑義があり、これは外した上で補助決定が良いのではとの判断から、今回提案しました著作権に係る費用を除く補助対象経費額を692,401円として補助決定するというものです。 その他について、ご質問はありますか。ないようでしたら、投票による決裁を</p>

事務局	<p>行います。事務局は投票の準備をお願いします。</p> <p>それでは53番の事業について、申請どおりに交付決定とする場合は投票用紙に「○」を、著作権料を除いた額を補助対象経費とし、交付決定とする場合は「×」のご記入をお願いいたします。</p> <p>(審査会委員の投票後、事務局で開票を行い、結果を会長にお伝えしました)</p>
金丸会長	<p>53番の事業については10名全員「×」のため、申請から著作権料 500,412 円を減額した補助対象経費 692,401 円として補助決定します。</p> <p>以上で、本日の議題は全て終了しました。</p> <p>事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>次回は8月22日を予定しておりましたが、全て補助決定としていただいたため、次回は来年5月の実績報告のための審査になります。開催の案内は別途お送りいたします。連絡は以上です。</p>
金丸会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、平成29年度第3回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。</p> <p>本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p>